

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 【新】精神医療提供体制整備事業費 ＜地域医療介護総合確保基金＞

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3314)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,559 千円 (前年度予算額： 0 千円)

＜財源内訳＞

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,559	0	0	0	0	0	1,559	0	0
決定額	1,559	0	0	0	0	0	1,559	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

精神保健福祉法に基づき警察官等からの通報を受理した場合は、必要に応じて県が指定した精神保健指定医が措置診察を実施することとなっているが、精神保健指定医の不足や地域偏在を背景として、365日24時間体制で緊急的な対応を求められる中で精神保健指定医を確保することは非常に困難であるとともに、対応の遅れは被通報者の人権確保や適切な医療提供の観点から問題である。

このため、あらかじめ迅速かつ適切に精神保健指定医を確保する体制整備が求められている。

(2) 事業内容

あらかじめ精神保健指定医の確保が困難な連休等に対応できる精神保健指定医を決めておくことで、緊急時において不足する精神保健指定医を安定的に確保する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国2/3、県1/3（地域医療介護総合確保基金）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,559	事業実施に係る業務委託
合計	1,559	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第8期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況

14の都道府県において、精神保健指定医の確保に関する取組が行われている。

(3) 後年度の財政負担

負担割合が国2/3、県1/3の地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用する。

(4) 事業主体及びその妥当性

精神保健福祉法において、措置入院業務は都道府県等が行うこととなっているとともに、精神科救急医療の提供体制に係る広域的な取組が求められるため、県による実施が妥当である。